

日 銀 業 第 4 0 1 号  
2 0 1 8 年 6 月 7 日

国債資金同時受渡関係事務についての

日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等  
資金受入・払込先

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債資金同時受渡関係事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行では、「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する細則」を全面改正することとしたことに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2018年6月14日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債資金同時受渡関係事務）」  
中一部改正

○ 第1編 I. 2. (7) イ. を横線のとおり改める。

イ. 日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座への振替

- ・ 日本銀行は「国債資金同時受渡依頼」の送信を行いません。払出先参加者が「国債資金同時受渡依頼」の送信を行ってください。
- ・ 払出先参加者は「国債資金同時受渡依頼」または「決済指示（国債）」の取消（3. または4. 参照）を行う場合には、あらかじめその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡してください。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、日本銀行は決済指示（資金）を行いません。

① 日本銀行に支払を依頼した外国中央銀行等の海外預り金勘定に引落資金不足が生じる場合

② 当該国債資金同時受渡の内容に疑義がある場合

日本銀行は、②の場合には、払出先参加者に当該国債資金同時受渡の内容の確認を依頼します。この場合、払出先参加者は日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）業務局と連絡をとり、送信した国債資金同時受渡の内容に誤りがないか確認してください。

○ 第1編 I. 2. (7) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替

- ・ 日本銀行が「国債資金同時受渡依頼」の送信を行います（同時に決済指示（国債）も行います。）<sup>(注)</sup>。受入先参加者は「国債資金同時受渡依頼」の送信を行わないでください。なお、受入先参加者は「国債資金同時受渡依頼」の取消（3. 参照）も行わないでください。

（注）日本銀行は受払日当日に送信を行います。